

守口市と株式会社F.C.大阪との連携に関する包括協定書

守口市と株式会社F.C.大阪（以下「F.C.大阪」という。）は、互いの持つ知恵、情報及び技術の共有による相乗効果を発揮することで、守口市の市民サービスの向上及び地域活性化を図り、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、守口市とF.C.大阪が包括的な連携のもと、市の魅力発信、地域活性化、児童生徒の健全育成、市民の健康づくり等を通じて、定住のまちづくり促進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 守口市とF.C.大阪は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力する。

- （1）市政のPR及び魅力発信
- （2）イベント開催を通じた地域活性化
- （3）スポーツを通じた児童生徒の健全育成及び市民の健康づくり
- （4）SDG sの普及促進

（具体的な取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条に定める連携協力事項を効果的に実施するため、守口市は企画主管課、F.C.大阪は広報室を窓口として、具体的な取組みの内容及び実施方法について、相互が定期的に協議し、定めるものとする。

（情報の共有）

第4条 守口市とF.C.大阪は、連携協力事項の実施にあたり、法令の定める範囲内において相互に情報共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（協定内容の見直し）

第5条 守口市又はF.C.大阪のいずれかが、協定内容の見直しを申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の2ヵ月前までに、守口市又はF.C.大阪のいずれからも更新をしない旨の申出がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、守口市とF.C.大阪が協議して別に定める。

この協定の締結の証として本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和3年5月17日

大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市 守口市長 （ 自署 ）

大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番10号 SD船場ビル9階

株式会社F.C.大阪

代表取締役社長 （ 自署 ）